

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度 文書管理システム運用保守業務
発 注 課	システム管理課
選 定 事 業 者	富士通Japan株式会社 北海道公共ビジネス部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
文書管理システム（以下「本システム」という。）は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者において、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号